

広報あじす

お知らせ版

AJISU

昭和62年

No.183

5/20

広報あじす 毎月5日 発行

お知らせ版 每月20日 発行

山口県吉敷郡阿知須町

発行 阿知須町役場

電話 4111番代 754-12

印刷 よしの印刷株式会社



▶会場にはスローガンも掲げて



▶横断歩道は手をあげて
人形も交通安全に一役



◀意見発表左上から
小学生の立場から 今浦紀子ちゃん
職業ドライバーの
立場から 村田 巧さん
婦人の立場から 竹本鈴子さん
お年寄りの立場か
ら 重村幸作さん

▶みんなで交通安全を
守ります



春の交通安全健民運動の期
間中の五月十二日に、町と小
郡交通安全協会主催の「お年
寄り交通安全大会」が開かれ
ました。会場の町公民館大講堂は山
口市南部、小郡町、秋穂町、
阿知須町のお年寄り約四百五
十人で満員となりました。

小郡警察署、小郡交通安全
協会長、阿知須町長（代理、
蔵富士助役）のあいさつのあ
と、小学生を代表して阿知須
小学校六年生の今浦紀子ちゃん
(南祝)が「私の学校には
交通安全の誓いというものがあ
り、その一つに『道路を横
断するときは左右をよく見ま
す』というのがあります。お

なお、県内の交通事故によ
る死亡者はことになつて六
十五人（五月六日現在）。そ
うち約四割に当たる二十六人
のお年寄りが亡くなつていま
す。本町は一人です。

（砂三）が「交通事故を排除し、
もっともっと楽しく生きて行
こう」と話しました。
続けて交通安全協会阿知須
支部長の福岡實さん（浜表）
の発声で、参加者全員が交通
安全の誓いを唱和し「交通事
故にあわない、起こさない」
を誓いました。
このあとアトラクションに
移り、小郡警察署の巡視員に
よる腹話術や、平海武二さん
(小西)の剣舞、若島幼稚園
児のバトンツワーラーを楽し
ました。

交通事故にあわない起こさない

お年寄り交通安全大会

年寄りの人人が道を横断すると
きに、危ないなあと思うこと
がよくあるので、気をつけて
ください」婦人を代表して竹
本鈴子さん（砂三）が「交通
事故で亡くなる人が後を断ち
ません。交通ルールとマナー
を守ることが大切だと思つ
とそれぞれ意見を発表。職業
ドライバーも気づいた点を発
表しました。出席したお年寄りも各地区
から代表者が体験談を話しな
がら「年寄りは自分本位にな
りがちなため、交通事故にあ
いやすい。思いやりの気持を
持つて事故を無くそう」と参
加者に呼びかけました。

本町からは重村幸作さん
(砂三)が「交通事故を排除し、
もっともっと楽しく生きて行
こう」と話しました。

クレジット時代

あなたの信用が「担保」です

わたしたちの生活に深く入りこんでいるクレジット。現代はクレジット社会とさえいわれます。

そこで今回は、「これだけは知つておこう」「クレジットの話です。

自身の「信用」を担保にして、購入した商品の代金やサービスの支払いを繰り延べることです。

クレジットを申し込むと、その代金を支払えるかどうか調査しますが、そのときあなたの過去のクレジットの利用状況が消費者信用情報機関を通して調査されます。

**契約書をよく読み
必ず保管を**

契約を結ぶときに一番大切なことは、取引きの条件、代金の支払い方法など契約内容を十分に確認することです。

消費者に取引条件をはつきり示すことは、法律で業者に義務づけられていますが、消費

ですから、あなたが以前に支払い延滞や不払いなどを起したことがあると、業者は、その人の支払い能力を考慮して契約を断ることがあります。これはクレジットが消費者の「信用」の上に成り立っているシステムであるからです。

また、訪問販売で商品を買つた場合、七日以内ならば契約を取り消すことができるクーリング・オフ制度など、契約についての重要な事項は契約書に記されています。契約に際しては契約書をよく読み、大切に保管するようにします。

支払いがストップ

支払いがストップできるとき

信販会社とクレジット契約を結んだ後、届いた品物が見本やカタログと違っていたり、

品物が届かないのに支払い請求がたりするなど、消費者にとつて不都合なことが起つた場合は、消費者は支払いをストップすることができます。

この場合、まず販売業者と交渉し、解決しないときは書面を信販会社に提出するという順序で行います。販売業者との交渉が長引きそつたときは、できるだけ早く信販会社に連絡しましょう。

クレジットは消費者の「信用」の上に成り立っています。自分の「信用」はあくまで自分のものと心得て大切にしてください。支払い限度額を自己管理することも「信用」のうちです。

支払い限度額の自己管理を



国保だより



高額療養費

一か月の負担が 五万四千円を超えたとき

病気やケガで、同じ人が一か月の間に同一の医療機関で五万四千円（市町村民税非課税世帯の人は三万円）以上の自己負担額を支払った場合は、

五万四千円を超えた額が申請により支給されます。

同一世帯で二人以上がそれぞれ三万円以上のとき

国民健康保険加入者の人で、同一世帯で過去一年間に四回以上高額療養費に該当した場合は、四回目からは三万円（市町村民税非課税世帯の人は二万一千円）を超えた額を支給されます。

年四回以上該当のとき

こんなときは別計算

計算します。したがって、月をまたがって受診された場合は別計算となります。

①同じ病院でも入院と通院は別々の取り扱いとなり、合算

②高額療養費は、月の一日かされません。

③保険診療の対象とならない差額ベット代や、付添看護料などは含まれません。



よい歯でよくかみよいからだ。

●歯の衛生週間・6月4日～10日●

おし



談から保険金手続まで、どうしたらよいか分らず、たいていの人が、うろたえてしまつものです。

そのような人のために、日本損害保険協会では、「自動車保険請求相談センター」を設置し、保険金請求手続のご相談に無料で応じています。交通事故で悩んだり、困つてお

◎相談日 平日は午前九時半
～午後四時四十分、土曜日は
正午まで(第二土曜日は休み)
◎相談員 専門の相談員が親
身になって相談に応じます。
また、弁護士の相談日は、
毎月第一火曜日午後一時～四
時まで。

あなたの身に、いつ降りかかるかもしれない交通事故。自分が加害者になつても、被害者になつても、その日から生活は一変してしまいます。一旦、事故が起きると、示談から保険金手続まで、どう

交通事故でおこまりの方

へ無料でご相談に応じます。



子どもの就学問題でお悩みの人は相談を

三、山口市立宮島町六番三号、
　　山口県教育修研所（一七五）

不正大麻・けしを撲滅しよう

のか、日常どのよつに養育
たらよいのか、悩みをお持ち
の保護者。

相談の担当者は医療、教育
心理の専門家。無料。

申し込みは、六月三十日
(火)までに「巡回就学相談申込票
込票」を研修所へ。「申込票」
は町教育委員会、幼稚園、保
育園にあります。くわしくは
町教育委員会まで。

が、その他は麻薬成分を含んでおり勝手に植えてはいけないものです。

植えて悪いけし、大麻を発見したときや見分け方が判らないときは、阿知須派出所(△二〇四一、(有)一一〇)か、山口保健所(△山口②五二二)までご連絡を。

児童手当または特例給付を受けておられる人には、六月は「現況届」を提出する月です。これは、受給者の人が前年の所得、養育の状況などの必

要事項を住民課に提出して
いたぐ手手続きです。

て配布しますが、今年から新しく受給される人は、住民課に請求してください。

①現況届 銀行振込み用の印鑑を忘れずに

座番号を記入して下さい。

②年金加入証明書（六月一日以降の証明）請求者が会社などを勤めている場合は、必要とする時に印鑑を提出されることがあります。

六月一日は「人権擁護委員」の日です。

6月1日は「人権擁護委員の日」

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

24日 町内オープンバレーボール大会(勤労者体操センター、前九時)

前八時半) 6月3日 明日の親學級(公
前九時半)
9日 健康相談(役、前九時半)
育児相談(役、後

納付書により、最寄りの金融機関または県税事務所で六目一日までに納付してください。
なお、不明な点は山口県税事務所（山口②三一一一）へお尋ねください。

自動車税の納付は
6月1日までに

自動車税は既に送付済みの
納付書により、最寄りの金融
機関または県税事務所で六目
一日までに納付してください。
なお、不明な点は山口県税
事務所（山口市三二一）
へお尋ねください。

受給の資格があつても、六月一日から三十日までの間に「現況届」を提出し、手続きを済ませないと、六月分からの手当は受けられなくなることがありますのでご注意を。

なお、一月一日以降に転入された人は、前住所地の役場で所得證明（児童手当用）をもらって届け出してください。また、六月以降資格のなくなる場合でも届けは必要です。

全国の人権擁護委員は、この日を中心として一層の人権思想の啓発に努めることにています。

28日	ツベルクリン接種(役後、一時半)
29日	16ミリ講習会(公後七時)